

令和7年8月24日

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様

**「土壌汚染等の公開質問状の『ご回答』に対する再質問及び要請書」
に係る「ご回答」に対する再質問（その4）**

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

洋光台三丁目町内会長

[redacted]

冠省

さて、『土壌汚染等の公開質問状の「ご回答」に対する再質問及び要請書に係る「ご回答」に対する再質問書(その3)の「ご回答(令和7年8月19日付け)」』を受領した。回答内容が、従前と同じ言葉を繰り返すばかりで、無意義である。法律の専門家である貴代理人弁護士らに、代理人としての職務(説明責任)を果たすように、下記の再質問を行うので回答されたい(回答期限9/3まで)。

なお、「……回答は差し控える。」、「……必要がないと考える。」、「……思料する。」等、根拠なき回答及び感想は、厳に慎まれない。この常套句は、近隣住民の気持ちを逆なでし、理解を遠ざけるだけであることを肝に銘じ、真摯な回答をされたい。

不一

記

(8/19 付け「ご回答」1 についての再質問)

『回答書において、貴代理人弁護士らが、「回答は差し控える。」等の同じ回答を繰り返すこと、即ち、貴代理人弁護士らの令和7年6月29日付の回答のすべてには、論拠がないことを、弁護士自らが認めたことになるが、貴代理人弁護士らが、そのように回答しなければならない理由を明らかにされたい。』と問い質したところ、貴代理人弁護士らは、「回答の必要性が無いものと考えますので、同じく回答を差し控えさせていただきます。」との回答をしてきた。

貴代理人弁護士らは、文書において主張・立証することを生業にしている職業でありながら、回答を差し控える前の修飾語として、「回答の必要性が無いものと考えますので」との言葉を付加したに過ぎない無意義な回答に終始したことを、素人の住民は指摘する。

更には、貴代理人弁護士らは、貴殿等を通じて送付してきた、専門的、かつ、技術的な資料(5通)に関し、その内容を理解しているのかと、再々に渡り質問を重ねてきたが、「回答の必要性はない。」との一括りの言葉で、その回答から逃避しているものである。

再度、質問するが、貴代理人弁護士らは、貴代理人弁護士三名連名で送付してきた資料に関し、その内容を的確に理解したうえで送付してきているのか否か？YES/NO で回答されたい。近隣住民は、その回答内容に従い、今後、再度の質問を行う。

なお、今後も、貴代理人弁護士らが、常套句を用いるだけで、真摯に回答しないのであれば、近隣住民は送付資料の理解ができない状態が継続することになるので、当然の結果として、依頼人である FJ ネクストに質問書等を送付することを宣言する。

(8/19 付け「ご回答」2 についての再質問)

近隣住民は、貴代理人弁護士らに、「計量法において、計量証明を行う場合の基本的な前提条件があるが、その点につき、教示されたい。」と問い質したものである。

その回答は、又しても、「回答の必要性が無いものと考えますので、回答を差し控えさせていただきます。」との何時もの常套句である。即ち、何時もの常套句を繰り返すことが指し示すところは、貴代理人弁護士らが計量法の確たる見識もなく、かつ、計量法について熟読・理解せずに、回答していることが明かになったと言わざるを得ない。

その所業は、貴代理人弁護士らが近隣住民に送付してきた「受任通知」(令和7年1月31日付け)に記載する「質問などは書面にすれば回答する。」とした内容を自ら放棄していることに他ならない。それは、代理人弁護士としての職務を果たしていないこととなる。住民は、代理人として貴殿らが送付してきた資料であるから、近隣住民からその内容について質問を受けたら、貴殿等は誠実に回答する義務があると思料する。

貴代理人弁護士らが、的確に回答できるのであれば、説明会開催の必要性は無くなるが、回答できないとなれば、説明会の開催が急務であることを指摘する。依頼主の FJ ネクストに対し、説明会開催に向けての助言を行うか否か？YES/NO で回答されたい。

(8/19 付け「ご回答」3 についての再質問)

近隣住民は、『素人である住民でさえ、貴殿らの主張(回答)が失当である根拠を具体的に示し、理路整然と質問を重ねている。況や、弁護士であれば、「失当ではないと考える。」との論拠を示し、回答すべきである。貴代理人弁護士らからの論拠のない、結論だけの記載や感想だけの回答を繰り返した部分は、すべてを見直し、正々堂々と回答されたい。』と貴代理人弁護士らに問い質したが、「既にご回答申し上げました通りです。」とのにべもない回答である。

「既に回答したとおり」との記載であるが、今までの回答の中に、論拠を示し、失当ではないと考えるとの結論を導いた記載箇所は、何処にも見当たらない。そのように回答するのであれば、貴代理人弁護士らが、論拠を示し、失当ではないと回答した部分につき、回答書の回答年月日及び回答番号をもって、すべて教示されたい。

仮に、その回答を拒むのであれば、今回の貴殿等の回答は無意義であり、虚偽記載の恐れがご思料するので、注意の上、慎重かつ懇切丁寧に回答されたい。貴代理人弁護士らの真摯な回答を期待する。

(8/19 付け「ご回答」4 についての再質問)

近隣住民は、前回の質問において、『「現地踏査に関しては、今まで回答した通りであり、それ以上の見解はございません。」と記載するが、そうすると、令和3年10月実施のトーエイ環境の技術管理者が実施したとされる、現地踏査は、高い塀及び門に囲まれた外周部を、ただ単に歩いたことを認めたことになる。』と問い質したところ、「現地踏査は、門が開いており、中を確認できたとの事で外周からの調査で充分であると判断したとの報告を受けています。」と貴代理人弁護士らは、回答内容の修正を行ったものである。

先ずは、今回の修正回答の「門が開いており」との記載は、明らかな虚偽記載であることを指摘する。何故ならば、旧地主宅の門扉は、神社仏閣を想起させる木造・瓦葺の高さ5メートルほどの立派な門であり、その門扉は観音開きであった。近隣住民らは、この門のことを開かずの扉と呼んでいたものであり、取り分け、旧地主の父親が逝去された以降は、一人暮らしの旧地主は、防犯の意味からも、門扉を開けることは決してなかった。仮に、開いているとすれば、事前にトーエイ環境から通知があったことが想定されるが、この当時、トーエイ環境の社員と旧地主は面識が無いことを確認していることから、あり得ない記載となる。なお、家人及び来客の出入りは、正面向かって右側の勝手口を専ら利用していたことを付言する。

そうすると、トーエイ環境の技術管理者は、虚偽若しくは明らかな記憶違いの回答を貴代理人弁護士らに行ったことになるので、再度確認の上、回答されたい。

再度の回答内容に従い、貴代理人弁護士らの現地踏査に関する再度の判断を教示されたい。

（８／１９付け「ご回答」５についての再質問）

近隣住民は、貴代理人弁護士らに、「近隣住民に送付してくる数々の専門的、技術的資料につき、その内容を的確に理解したうえで送付しているのか否か回答されたい。」と問い質したものである。

貴殿等の回答は、「回答の必要性がないものと思料いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。」との常套句を繰り返すものである。近隣住民が、貴代理人弁護士らに問い質しているのは、送付してくる資料の内容を貴殿らが的確に理解しているのか、YES/NO で回答されたい。

回答が、YES であれば近隣住民の素朴な質問に、貴代理人弁護士らは即座に回答できることになり、NO であれば直接 FJ ネクストに質問せざるを得ない項目になる。今後の質問を行う相手を仕分ける関係から、極めて重要な質問であるので、回答を差し控えることなく、YES/NOで端的に回答されたい。

（８／１９付け「ご回答」６についての再質問）

近隣住民は、過去に、建築主 FJ ネクストの責任者2名から、数多くの約束を反故にされていることから、「今後も、FJ ネクストは、貴殿等を使って約束を反故にするのか否か回答されたい。」と問い質したものである。

貴代理人弁護士らからの、近隣住民の真剣な質問に対し、その回答は、「回答の必要性が無いものと思料いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。」と、又しても、常套句の繰り返しである。

約束事は、信義則に照らし合わせても、お互いが誠心誠意厳守すべきものである。そして、お互いの約束事は、守るからこそ、そこに信頼関係が生ずるものであるが、今後も、依頼人 FJ ネクストは、貴代理人弁護士らを使って約束を反故にすることを継続するのか？YES/NO で回答されたい。

なお、近隣住民は、FJ ネクストとの約束事を破ったことはないことを付言して置く。

（８／１９付け「ご回答」７についての再質問）

貴代理人弁護士らの回答が、真摯ではないことから、既に、依頼人 FJ ネクストに直接質問書を送付することを決定し、令和7年8月21日付けの質問書を送付済みである。今後も、貴代理人弁護士らの回答が、真摯な回答でない項目については、直接 FJ ネクストに書簡を送付する。貴殿らが、代理人としての職務を全うしていないことになる。

（８／１９付け「ご回答」の新たな質問１の回答に対する意見）

貴代理人弁護士らが、FJ ネクストと連絡を取らずに、安易に回答していることが手に取るようにわかる回答であったため、本件質問に関しては、別途、直接 FJ ネクストに再質問書を送付済み(令和7年8月22日)である。

（8/19 付け「ご回答」の新たな質問 2 の回答に対する再質問）

【前回の質問全文】

近隣住民は、令和7年7月30日に、横浜市建築局宅地審査課長から報告を頂き、宅地審査課と情報相談課が連携し、令和7年6月9日及び同年7月22日に、建築主 FJ ネクストの責任者を横浜市に呼び出し、2度に渡り対面において説明会開催の要請を行った旨の報告を受けている。横浜市の担当者も近隣住民の不安払しょくの観点から、説明会開催の必要性につきご理解を頂いた上で、建築主 FJ ネクストを呼出し、指導したとの報告を受けているが、何故、行政から再三の説明会の開催要請を受けても、頑なに、説明会を開催しないのか？建築主 FJ ネクストの担当者から聴き取り、開催しない理由を具体的に回答されたい。

なお、専門家である横浜市みどり環境局の担当者ですら、貴殿らが郵送してきた土壌汚染関連の資料を見て、「この資料は説明を受け、質問をしないと理解できないものですね。」との所感であったことを、再度付言する。即ち、貴代理人弁護士らが、今回も「郵送した資料で説明を果たしている。」と繰り返し回答することは、到底通用しないことは言うに及ばない。従って、同様の回答は、意味が無いものであり厳に慎まれない。

【今回の回答と再質問】

上記質問に対する貴代理人弁護士らの回答は、従前どおりの「説明会の開催を要請されている各事項については、これまでお送りいたしました資料記載のとおりであり、現時点において、説明会を開催する必要があるものと考えています。」との常套句を繰り返す。貴代理人弁護士らも理解していない資料を（貴殿等の過去の回答から、理解していると回答しないことから、容易に理解していないと推認できるもの）、素人の住民に対し、資料配布だけで理解させることは、至難の業である。

そこで、再度お聞きする。横浜市の担当部署の専門家らですら、郵送された資料だけでは、理解できないとしている資料に対し、貴代理人弁護士らが「これまでお送りいたしました資料記載のとおりであり、現時点において、説明会を開催する必要があるものと考えています。」と回答する根拠を具体的に教示されたい。

（8/19 付け「ご回答」の新たな質問 3 の回答に対する意見）

上記、（8/19 付けの「ご回答」の新たな質問 1 の回答に対する意見）に記載の通り、貴「代理人弁護士らが回答をするに当たり、FJ ネクストに確認を得ている。」との記載は、今までの回答の中で綻びが複数出ている。今後、明らかに、事前確認をしていないと判断される回答に関しては、時間の無駄であり、直接 FJ ネクストに質問を行うことを宣言する。

注）本書簡は、個人情報保護をうえて、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。